

# 陽だまり

## ～ 反原発・平和と民主主義の維持を堅持 ～

国政無策の新型コロナ禍対策  
組合員一丸の審議

# 第36回定期総会議案承認される！

札幌パートユニオンの第36回定期総会議案が書面審議を経て4月10日付で承認されました。新型コロナウイルスの被害回避のため3月21日提案予定の議案書を4月4日付で再編集・送付し4月10日までの間に意見を求めたものです。反対意見は無く、寄せられた8通の意見は全て承認内容でした。組合員の皆さんありがとうございます。



### 1. 第35期の取り組みについて

労働法制・経済状況共に労働者にとって逆風の一年でした。それ以上に辛いのは安倍政権の横暴失政に歯止めが掛けられないことでした。「数」の力による傲慢な国会運営は関係公務員に自殺者を出し、桜を見る会の情報を全て秘匿隠蔽しています。また、拝金主義の権化「カジノ法案」は議論する時間も与えずやり過ぎようとしています。これに釘をさすべき第19回統一地方選挙や第25回参議院選挙は北海道の部分的健闘は見られるものの、労組自体の考え方がまとまらず惨敗となりました。この結果働き方改革関連法案はほぼ提案通り進められ、多くの隘路は労働現場の戦いで解決するという状況になりました。札幌パートユニオンは、平和維持・労働法制改悪阻止・労働者支援に成果を挙げています。この成果が国政の場で無残に足蹴にされた1年でした。



### 2. 第36期の取り組みについて

#### (1) 基調方針

個々の労働者に声を丁寧に聞き取り、そこに権利侵害があれば共に闘うという基本姿勢を維持します。よって、平和のための環境を維持すること、暮らしの環境の滅ぼす原発は認めない、労働者の命と健康を守るための法制度は守る取り組みは今後も継続・強化します。定例学習会、平和行動集会への参加、組合員の労働争議支援行動を強化し仲間を拡大していきます。

#### (2) 労働法制改悪反対

働き方改革関連法が暫時職場の中で具体化されていきます。この法律の運用は就業規則の改定を伴います。労働者が一切関与しない場合、「労働法制改悪」の正体を現します。同一労働同一賃金への対応や無期雇用転換による「ただ無期」が典型です。後、解雇の金銭解決が必ず何らかの形で提案されます。労働法制の改悪に目を凝らし対応します。

#### (3) 労働相談体制と地域の労働運動について

私たちは、連合加盟の札幌地区ユニオンの構成組織として活動しています。組合員の拡大や労働者の権利確保は札幌地区ユニオンと共に労働相談活動等を通じて取り組んでいます。連合本部では「労働相談の見直し」及び「地域ゼネラル連合」を検討しています。何れも、連合本部が取り組みを一括管理し、必要に応じ地方へ対応要請するというもので賛同できません。「地域ゼネラル連合」にいたっては、各地区ユニオンが本部直轄となり本部の指示により活動するというものです。私たちの運動の基調である「個々の労働者に声を丁寧に聞き取り、そこに権利侵害があれば共に闘う」という基本姿勢が維持できません。また、私たちの加盟組合員の権利保護を逐一連合本部に打診するというのでは何の利便性もありません。

この取り組みには賛同しません。



#### (4) 役員体制

送付した議案書の内容で承認されました。

# 新型コロナに関する労働相談が激増

安倍自民党政権は、新型コロナウイルスの感染拡大を食しめる実効ある措置をとっていません。PCR検査が遅れに遅れ、多くの国民が必要な検査を受けられない状態が続き、感染に歯止めをかけられていません。

新型コロナウイルスの感染拡大にともない、解雇、雇止め、自宅待機、賃金未払いなど、様々な労働問題が発生しており、当ユニオンにも、連日、多くの相談で忙しい状況となっています。

なかには、新型コロナに影響されない企業でも、これを口実に、賃金を減額、なかには不当な解雇をしてくる悪質な事業主もいます。

業種的には、飲食店、ホテルでは、お客が激減していて、解雇、雇止め、自宅待機など労働者に一方的に通知してくるケースが多い状況です。



## ジンギスカン料理店で、整理解雇！



ススキノにあるジンギスカン料理店での整理解雇の件です。今年の3月、新型コロナウイルスの感染拡大で、本州からの観光客が激減したことから、従業員の多くに整理解雇を通知してきました。

困ったパートのAさん、当ユニオンに相談、解雇の撤回を求めて、会社と交渉しました。

お客の激減で、このまま営業を続けることが極めて厳しい状態にあり、最終的には、今後の生活対策も含めた解決金（慰謝料）の支払いで解決をはかりました。

## ホテルで全従業員を自宅待機！

本社が東京にあるホテルで、相談してきたのは札幌市内にあるホテルの従業員です。

観光客が激減し、ホテルを利用するお客もいなくなり、全従業員に自宅待機を通知してきました。

当初、会社は、自宅待機期間中の賃金保障について3割程度の賃金を支払い、これをのまないで解雇することも言ってきました。

当ユニオンとしては、全額賃金を支払うのが基本であることを求めて、最終的には6割の賃金を支払うことで解決をはかっています。

### 自宅待機



#### 〔1頁から〕

#### 3. 当面の取り組み

定例学習会、諸行動等の年間日程は新型コロナウイルス禍のもと、全て見直し中です。決まり次第、都度ご連絡いたします。ただ、アベノマスク等寄付の取り組みについては5月23日付「政府配布の布製マスク等の寄付のお願い」に記載の通りご協力をお願いします。

# コロナ対策、中小企業支援の充実を！

安倍自民党政権は、コロナ感染対策として国民に外出や営業の自粛を求めています。これを実効あるものにするには補償が必要ですが、いま政府が進めている支援制度には、対象が狭く金額も少なく、支給まで時間がかかりすぎて間に合わないなど極めて問題があります。安倍政権の最大の問題は、大企業には優遇していますが、中小企業には極めて冷酷であることです。

政府案の中小企業・事業主向けの「持続化給付金」の対象は、売上げが前年同月比で50%以上の減少となっていて、対象が狭すぎます。損失を受けた事業者全体を拡大すべきです。

企業が支払う休業手当に対する「雇用調整助成金」の支給が、深刻な実態に追いついていません。原因は煩雑で厳しい事前審査があります。1日8330円が上限で月16万円ほどであり、速やかに上限を引き上げるべきです。

このため事業者向け給付金の抜本改善など政府に支援策の強化を強く求めていかなければなりません。

## 新型コロナウイルス 労働問題 Q&A

新型コロナウイルスの拡大により、労働問題も多発しており、労働弁護団はQ&Aを作成しました。その基本は、緊急宣言下でも労働者の通常の権利は変わらないということです。以下に簡単に紹介します。

- 賃金** 自宅待機を指示された場合は、全額支払いが基本であり、請求はできる。少なくとも60%の賃金を保障する義務がある。(労基法)  
事業主は休業手当を支払う場合は、国からの雇用調整助成金を活用できる。
- 感染予防** 休業・時間差出勤・テレワーク等が要求できる。マスクは会社の責任。
- 感染した場合** 会社の病気休暇の有無の確認が必要、健保・国保で傷病手当金2/3が支給、業務上の場合は労災保険から80%支給される。
- 解雇・雇止め** 整理解雇の4要件(①必要性②解雇回避努力③人選の合理性④事前の説明・協議)に照らして妥当性が問われて、解雇には厳しい条件あり。  
有期雇用の中途解雇は認められず、通常解雇よりも厳しく判断される。
- 退職勧奨** 本人が退職を拒否したが、一方的に解雇を通告されたときは、解雇無効となる。内定取消も、解雇と同様に厳しい条件あり。
- 年次有給休暇** 事業主が労働者に有給休暇を無理やり取得させることは出来ない。
- 時差出勤・テレワーク** 労使の合意が必要、会社の一方的変更は不可、非正規雇用も同様である。
- 派遣** 契約期間中の解雇は許されない。更新打切りは過去に反復更新の場合は交渉の余地あり、不合理な差別は禁止。
- フリーランス** 仕事のキャンセルについての取り決めなど契約書を確認すること。  
以上、新型コロナを理由にして、解雇、雇止め、自宅待機、賃金未払い、労働条件の不利益変更など、様々な労働問題が発生した場合は、悩まないで、当ユニオンに相談して解決をはかっていこう！

札幌地区ユニオン・札幌パートユニオンの  
ホームページを見よう！次々と更新しています！  
アドレスは <http://spk-chiku-union.jp/> **札幌パートユニオン** 検索

## 長いものにまかれず 挫けず 諦めず 札幌地区ユニオン 2020春季生活闘争 討論集会(2/15)に参加

2月15日(土)に札幌地区ユニオンの2020春闘 討論集会がユニオン会議室で開かれ、多くのパートユニオンの組合員が参加しました。

集会ではまず初めに、土屋トカチ監督のドキュメンタリー映画「フツの仕事をしたい」を鑑賞しました。“セメント輸送運転手が主人公。オール歩合制の給与は月間 552 時間の勤務に対して 30 万円。社保雇保無し。会社からさらに「償却性給与」を通告され労働組合に加入。会社の脱退強要や母親の葬儀時の役員乱入・傷害事件等乗り越え、現在の職場と仕事を確保した。”暴力団を使ったかに見える雇用主会社の組合脱退強要。無責任を決め込むばかりか、違法過積載運送すらさせる元請会社と大企業セメントメーカーに怒りが沸き起こる。体を壊しながらも組合員として組合の団結した力を武器にして辛抱強く闘う姿に、感銘を受けるドキュメンタリーでした。



後半は札幌地区ユニオン山本書記長から 2020 春闘の取組み方針が提起されました。山本書記長は、春闘のメリットは全組合(員)が同じ時期に同じ主張をすることにある、格差があっても大きいところ、小さいところが一緒になって時間をかけて埋めていこうということ。最近それが変わってきている。統一行動・交渉が崩れていて、大きいところが交渉内容の情報をあまり

り出さない。いくらで決まったかもわからないまま、次は中小だ、地方だとなっても腑に落ちないままに取り組むことになる」と指摘しました。山本書記長は、そのような中でも札幌では地場の春闘の取組みがされており、皆でやり方を工夫しながらやっっていこうと呼びかけました。

そのうえで山本書記長は、「働き方改革」の実践が中小でも 4 月から始まり、就業規則の改正が問題になり労働組合から提案するということになる、一層情報交換をしながら進めていきたいとしました。具体的には、1. 賃金の引き上げと、同一労働同一賃金への対応 2. 職場の権利確保の取組みとして、就業規則の開示、不利益変更の阻止、従業員代表の民主的選出 3. 長時間労働対策、労災完全適用 4. 社会的労働運動の推進として、CUNNの全国一律最賃 1500 円署名、北海道最賃引き上げ 労働法制改悪阻止—未払い賃金時効 3 年(労基法改正)を 5 年以上にさせる取組み 5. 労働争議支援などの方針を提起しました。

参加者からの質問、意見が出され議論が行われ集会は終了しました。集会後に懇親会が行われ、団結ガンバローを三唱して終わりました。(Y)

## 札幌地区ユニオン第22回定期総会 書面決議にて議案承認

組織拡大・労働法制改悪阻止・生活改善  
平和・新型コロナ対策

# 今こそ団結!



札幌地区ユニオンの第22回定期総会が書面審議を経て4月10日付で各構成組合に承認されました。新型コロナウイルスの被害回避のため3月14日付議案書を送付し4月10日までの間に意見を求め、承認を得たものです。どのような事態でも努力を惜しまないことが大切と痛感しました。

## 1. 第21期経過報告

組織拡大では新規結成2組合・新規加盟5組合と成果を挙げました。しかし、既存組合内の組合員減少が著しく、2月末現在の組織状況は39組合・900名となりました。組織強化・労働法制改悪阻止の取り組みでは独自研修会に加え加盟組合の学習会への参画・労働弁護団との学習会に取り組みました。労働者支援では加盟組合の裁判・労働委員会闘争支援の他外国人労働者や障がいを持つ労働者への支援に取り組みました。平和行動は札幌パートユニオン主体の取り組みとなり他組合の参加促進を課題としました。政策提言の取り組みは公契約条例制定、最低賃金引上げの取り組みに加え労働行政への提言を継続しました。第19回統一地方選挙と第25回参議院議員選挙では北海道の大成果を確認する一方、政治姿勢の齟齬を痛感しました。

## 2. 第22期運動方針

### (1) 基調方針

#### ① 組織拡大1000人組織達成へ

労働相談及び組合個人々の活動を拠り所に1000人達成に向け取り組みます。連合本部では「労働相談の見直し」及び「地域ゼネラル連合」を検討しています。何れも、連合本部が取り組みを一括管理し、必要に応じ地方へ対応要請するというもので賛同できません。



#### ② 組織強化の取り組み

組織研修会の内容充実に取り組みます。また、今期交流レクリエーションを新設しました。

#### ③ 闘争支援・労働者支援・労働法制改悪阻止の取り組み

共闘関係を広く維持し、加盟単組・組合員の争議支援は100%対応します。

#### ④ 平和の取り組み

政治状況に大きくかかわる課題です。平和憲法維持・反原発を基調に取り組みます。

#### ⑤ 政策提言

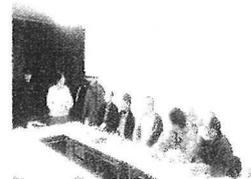
札幌市公契約条例制定、最低賃金の大幅引き上げ及び地域労働行政充実に取り組みます。

### (2) 2020春季生活闘争取り組み方針

独自の要求水準を設定し、全単組が労働条件改善交渉に参加するよう取り組みます。

### (3) 2020政治方針

私たちの声に耳を傾け国政に反映する議員の創造に着手します。



### (4) 役員体制

役職	氏名	組織名	摘要	役職	氏名	組織名	摘要
代表	熊谷敏昭	北菱シテイサービスユニオン	再	執行委員	川村和司	ベルックスユニオン	再
副代表	安井由美子	札幌パートユニオン	再		河部修子	ユニオン11	再
	太田信	日品運輸労働組合	新		和田朋子	第一東京国際特許事務所労働組合	再
書記長	山本功	札幌地区連合	再		大島利広	札幌地区派遣関連労働者ユニオン	新
書記次長	小里圭吾	武田運輸労働組合	再	特別執行	光崎聡	札幌地区連合	再
執行委員	小林幸一	プロスタッフユニオン	再	委員	新野勝昭	札幌パートユニオン	再
	細川元気	東部・豊平労働組合	新	会計監査	吉崎美恵子	札幌パートユニオン	再
	本間寛教	札幌東豊ユニオン	再		近江谷喜隆	江別ハイヤー札幌労働組合	再
	田中秋彦	北海道赤帽ユニオン	再				

## 東京キタイチユニオン矢部委員長控訴審で歴史的逆転大勝利！

### 「原判決を次のとおり変更する」

2017年12月25日の解雇を無効として闘ってきた東京キタイチユニオン矢部委員長の控訴審判決が2020年4月15日13時10分より札幌高等裁判所802号法廷で下されました。

#### 原判決全てを修正

第一審札幌地裁の原判決を変更すると宣言され読み上げられた判旨は①矢部委員長の雇用契約上の地位を確認する ②2020年3月から遡及し23カ月分の賃金及び年6分の利子の支払い ③2020年4月以降、毎月25日の給与支払日に賃金支払い及び年6分の利子の支払い ④地裁・高裁の訴訟費用の3/4は会社、1/4は本人が負担 等の内容です(②と③は仮執行付きです)。訴訟費用負担の内容までも変更するという内容でした。

#### 奈落の底を体験 原判決

2019年8月8日第一審札幌地裁判決(原判決)言い渡し。矢部委員長、浅野先生、上田先生そして札幌地区ユニオン傍聴団全てが奈落の底へ突き落とされました。労災休職明けの矢部委員長に働く意思が強く見られず、会社の解雇もやむを得ないという判旨(傍聴団の意見)に怒りを通り越し正に茫然自失という感がしました。ただ、ここから間髪を置かず、巻き返しに向かったのが今回の勝利を呼び込んだものといえます。矢部さんも含めた勝つことへのこだわりと弁護団の先生方の補強参加は見事でした。

#### 傍聴の大切さを痛感

2020年2月7日、札幌高裁の控訴審第1回期日。この第1回期日で結審し、和解協議が裁判官主導で行われました。裁判官は札幌地区ユニオン傍聴人(10名)を気にしていたようで、浅野先生の組合関係者が職場復帰後もフォローする体制を持っているとの説明に聞き入っていたとのことでした。別期日で2度会社が提示した和解案に、和解は無理と判断した裁判官の意向に多少「傍聴行動」が影響したのかなと、この時ばかりは感じました。札幌地区ユニオンの傍聴参加の皆さんありがとうございます。

#### 会社は最高裁へ 絶対に負けない

4月末、会社は最高裁へ上告しました。会社も絶対に負けたくはないという気持ちは2018年11月7日の労働審判のときから露わでした。金を払うくらいなら、どこまでも争ってやる、これが当時審判を受けた際の会社の意向で、6カ月程度は時を要する(上田先生)ものの敗訴の確立はゼロ(浅野先生)という状況です。

安心はできませんが、

本来であれば職場復帰・未払賃金の支払い

を求めた団体交渉を行うところですが、暫時静養の上落ち着いて取り組みを進めて参ります。

この間の矢部委員長のガッツには頭がさがります、弁護団の浅野先生、上田先生、庄子先生、ありがとうございます。傍聴支援行動参加の組合員皆さんありがとうございます。





2.19

戦争をさせない総がかり行動に参加

戦争法は廃棄！ 憲法改悪反対！  
寒さ厳しい中、札幌駅前で集会を開く

「戦争をさせない」総がかり行動は、3.19以降、当面中止となりました。

3.6 2020 春闘全道総決起集会／3.8 さようなら原発北海道集会

4.23 春闘石狩地域解決促進集会／5.1 第91回全道メーデー 各集会は、中止されました。

## 検察庁法・現改正案は撤回！ 安倍首相は辞めよ！



検察人事「介入」疑念拭えず

安倍政権は、検察幹部の人事に恣意的に介入することを可能にする検察庁法改正案をこの国会で強行可決を狙いました。SNSでタレントや著名人をはじめ膨大な数の抗議が沸き起こるなど国民の強い反対の声があがり、検察の元幹部連名の抗議の意見書も出され、ついに18日に安倍首相は法案の今国会の成立を断念しました。

今年1月末安倍政権は、定年間近の黒川弘務・東京高検検事長の定年延長という、検察庁法に違反した解釈変更による過去に例のない閣議決定をしました。解釈変更の経緯すら明確にできないデタラメなものです。今夏の検事総長の交代人事で、政権に近い黒川氏を据えることが狙いだと言われています。昨年末以降、厳しく疑惑が追及されていた公選法違反で安倍自身が問われかねない「桜を見る会」問題から逃れるギリギリのタイミングで検察人事への介入を行ったのです。

今回の検察庁法の改正は国家公務員法の定年延長改正と抱き合わせて急遽提出されたもので、解釈変更の閣議決定を後追いで正当化し、政権の判断で検察幹部の役職定年の延長を恒常的に行えるようにするものです。道警の野次排除を不起訴にしたように、検察が国民にとっての法の正義を必ず貫くわけではないとはいえ、総理大臣でも逮捕できる検察幹部の人事を、安倍政権は恣意的にコントロールしていく狙いがあります。法の支配を人の支配に変えて、三権分立を破壊するものであり、民主主義の根本を破壊するものです。

コロナ問題に全力をあげて対応し、いま集中すべきは人の命ですが、これらの対応をおざなりにして、安倍政権は、まさに「火事場泥棒」であり、断じて許されません！ 検察のNo.2である渦中の黒川検事長が賭け麻雀で辞職しました。開いた口がふさがりません。しかしこれで終わりではなく、改正法案は先送りされただけです。現法案は撤回！ 安倍は辞任せよ！

### お悔み

突然ですが、札幌パートユニオンの役員・幹事の森崎茂美さんが3月28日（58歳）逝去されました。

森崎さんは、幹事として、労働者の権利と生活を守るために日夜、奮闘しました。

札幌パートユニオンの様々な活動に参加し、ユニオン運動に多大なる尽力を頂きました。

森崎さんには、もっともっと頑張ってもらいたかったのですが、残念です。

森崎さんの遺志を受け継いで、さらなるユニオン運動を発展させていきましょう。

謹んでご冥福をお祈りいたします。



（森崎さんは前列左、福岡全国集会）

# 安倍政権「働き方改革」が施行 働く者のための真の働き方改革・格差是正を！

**就業規則の改訂が必要なものが多い 働く者の声を反映させよう！  
会社のやり方を注視し、何か変？となったらユニオンに相談を！**

## 残業時間の上限規制が導入(2019.4.1から 中小企業も2020.4.1から)

月100時間未満ならOK、80時間超えも6ヶ月OK。過労死ラインをゆうに超える“規制”でしかない。時間外労働の36協定の内容に問題はないか、働く者の厳しい監視が必要です。

## 使用者に全ての人の労働時間の把握が義務付けられた(2019.4.1から)

労働時間把握が法律で明文化、義務化されたとはいえ罰則規定はない！企業任せにせず、毎日始業・終業時間を自分もメモしておくなど、身を守る行動をしよう。会社の言いなりにタイムカードを押す、時間を記入するなどをすると、不払い残業の温床になります。事後に争うことも大変になります。

## 月60時間を超える残業時間の割増率を中小企業も50%へ引き上げ(2023.4.1から)

時間外労働の割増賃金は、そもそも労働基準法の労働時間規制に反するものとして罰則的に決められているもの。長時間残業を無くすためには、もっともっと引き上げさせよう！

## 均衡待遇規定・均等待遇規定 待遇差の不合理のガイドライン(2020.4.1から)

「同一労働同一賃金」と言いながら実際は待遇差を容認しているが、「不合理な待遇差のガイドライン」が作られた。ガイドラインを守らせ、さらに待遇格差に反対しよう。フルタイムの有期雇用が無期雇用に転換した時点で均衡・均等待遇の対象から外れることにも是正を求めよう。

## パート、有期、派遣労働者への待遇差の説明義務の強化(2020.4.1から)

不満をつのらせるに止まらず、改正された法律を活用しよう。ユニオンの力を背景にして、裁判判例などを活かしつつ不当な格差・差別待遇を告発していこう。

## 一人一年に5日の有給休暇取得を使用者に義務付け(2019.4.1から)

年5日は有休を取得させることを企業に義務付けた。有給休暇は労働基準法に定められた労働者の権利。年5日取得の義務化を実行させ、助け合って法律どおりに有給休暇がとれる職場にしていこう。年末年始やお盆の休みを有給扱いにするというゴマカシは労働条件の不利益変更です。おかしいと感じたら相談を！

## 労使協定や就業規則変更のときの労働者過半数代表要件が追加(2019.4.1から)

これまでも36協定の締結・更新には必ず労働者代表の確認が必要でしたが、知らないうちに使用者が指定した労働者が代表をしていたという例も多かった。今回、使用者が指名した者では代表になれないことが追加・明文化されました。手続きが正当に行われているか、会社に言われるがままになってはいないか、慎重な36協定の締結・変更が求められます。

## 高度プロフェッショナル制度の導入(2019.4.1から)

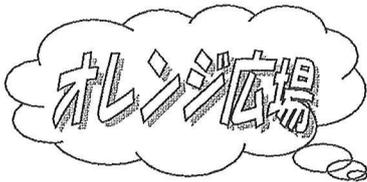
労働時間の規制を完全に無くする悪法。高プロ制度・導入そのものに、反対していこう。

## 「フレックスタイム制」の清算期間が3ヶ月に延長(2019.4.1から)

割増賃金を減らせて、“柔軟に”働かせることができる、会社に一層都合のいい改正です。

## 「勤務間インターバル」制度の導入促進(2019.4.1から)

厳格・公正な労働時間管理が前提。制度導入ではインターバルは何時間か、かえって労働者の負担が増えないか、時間管理が怪しい企業は特に注意が必要



私たちパートユニオンの最年長組合員から、投稿をいただきました。昨年の憲法学習会でも、終戦前後のお話をしてくださり、安倍政権が当時の軍事政権と同じ道を歩んでいるという危惧を語ってくれました。

## 自民政権の独走、自由にもものが言えない社会に戻るのでは？

私は、敗戦の昭和20年は幼稚園児でしたので、戦前戦中の社会の状態を少しは覚えています。

政治体制は軍事政権ですから、国民に戦いを鼓舞することばかりです。

「米英鬼畜」「欲しがりません、勝つまでは」の新聞広告やポスターが多く目につきました。軍事政権に異を唱える者は非国民として扱われ連行されていました。

当時の新聞、ラジオは日本軍が海外の戦いで常に勝利を収めバンザイ、バンザイの連続でした。

昭和20年8月に戦いに敗れ、日本は占領軍の指揮の下になり、軍部首謀者の処分、新憲法発布、財閥の解体など次々と民主化を進め、自由に意見や考えを公表できるようになりました。

しかし資源のない国が当時の国家予算の70年分の軍事予算を無駄に使い、経済は破綻、国民の生活は誠に惨めなものでした。

三越の前や、狸小路には何人もの乞食が物乞いをしていました。

また戦いで負傷した兵隊は松葉杖姿で募金箱を下げてくださいしていました。

今のように生活保護制度の救済制度はありません。

誠にお気の毒な姿でした。食糧難でしたので、大通り公園には大根やジャガイモなど近隣の人が植えていました。

我が家もその人達からお裾分けを戴いたことがありました。

流通経路が崩壊していますから、食べるのが最優先でした。

勤勉の国民性もあり年々経済も回復してきましたが、再び自民政権の独走です。

政権に批判的な報道をしたテレビ局には電波を止めると脅したり、

選挙応援にやじを飛ばすと私服警察に連れ出されたり、戦前のように自由にもものが言えない社会に戻りつつあるのではと危惧致します。

日本の報道の自由度はせかいで180国のうち72番目です。韓国は63番目、台湾は45番目です。1～5番目は北欧諸国です。(ネットで報道の自由度と検索すると直ぐでます)国民が主体となる本当の民主主義になってほしいものです。

**札幌パートユニオン 第36期第1回定例学習会の日程は未定です**

**新型コロナ禍のため定例学習会、諸行動の日程を見直しています。決まり次第連絡します。**

# 「同一労働同一賃金」への対応 仲間と果敢に取り組もう！

「同一労働同一賃金」の適用が大企業が2020年4月1日から中小企業は2021年4月1日から義務付けられます。各企業はパート有期法第8条と第9条を、同一労働同一賃金ガイドラインに従って運用しなくてはなりません。その結果、全ての労働条件について不合理な格差は禁止となります。問題は不合理か否かの判断です。それは、項目ごとにガイドラインに基づいて検討することになります。すなわち雇用契約内容と実労働条件によって不合理・合理の判断が異なることがあるということになります。職場内では各労働条件についてガイドラインに則り見直しされます。この際、どれだけ労働者・労働組合の意見が取り入れられるかがポイントになります。

このガイドラインでは無期雇用に転換したフルタイムの非正規労働者を対象としていません。無期雇用となった途端に格差は仕方がないというのでは、「同一労働同一賃金」の趣旨から大きく外れる法の欠陥であり、速やかに是正すべきです。

経営側の準備は進んでいます。行政から経営側に対する指導・情報提供は継続されています。私たちも情報取得に目を凝らし、団結という鎧を強くして、果敢に取り組んでいきましょう！

(札幌地区ユニオン/札幌パートユニオンHP 2020.1.30より抜粋)

## 「仕事と対価」に入念な点検

2020年3月9日 日本経済新聞 朝刊

**基本給や手当整理進む**

「同一労働同一賃金」の適用が迫る中、企業側は基本給や手当の整理を進んでいる。札幌地検は、この動きを監視している。札幌地検は、企業側が「同一労働同一賃金」の適用を準備していることを確認している。札幌地検は、企業側が「同一労働同一賃金」の適用を準備していることを確認している。札幌地検は、企業側が「同一労働同一賃金」の適用を準備していることを確認している。

**待遇差は正の裁判相次ぐ**

札幌地検は、企業側が「同一労働同一賃金」の適用を準備していることを確認している。札幌地検は、企業側が「同一労働同一賃金」の適用を準備していることを確認している。札幌地検は、企業側が「同一労働同一賃金」の適用を準備していることを確認している。

## 未払い賃金時効 「当面3年」成立

改正労働基準法

企業側が未払い賃金時効を主張する期間(時効)は「当面3年」に短縮される。労働基準法が改正されたことにより、未払い賃金請求の時効は「当面3年」に短縮される。労働基準法が改正されたことにより、未払い賃金請求の時効は「当面3年」に短縮される。

時効期間	対象
当面3年	改正労働基準法適用後の未払い賃金
原則5年	改正労働基準法適用前の未払い賃金

労働者保護の観点から民事の時効より長かった未払い賃金請求の時効が、民事原則5年に延長されたのに、賃金請求はむしろ短い当面3年に。全く理屈が通りません！！

労働者保護の観点から民事の時効より長かった未払い賃金請求の時効が、民事原則5年に延長されたのに、賃金請求はむしろ短い当面3年に。全く理屈が通りません！！

(左：2020.3.9日経 上：2020.3.28朝日)

## 道警が調査報告 「必要公措置」

### ヤジ排除「適法」乏しい根拠

道警は道議会に「適法」報告 札幌地検は不起訴を決定(2.25)

首相へのヤジ、プラカードの“排除”は反対の声への弾圧です！(左：道新 2.27)

検察を政権の意のままに！～定年延長を閣議決定、桜問題も文書隠して逃げ回ったまま。(右：朝日 3.31)

コロナ禍の陰でも見過ごせない！

## 道警ヤジ排除

道警は道議会に「適法」報告 札幌地検は不起訴を決定(2.25)

首相へのヤジ、プラカードの“排除”は反対の声への弾圧です！(左：道新 2.27)

検察を政権の意のままに！～定年延長を閣議決定、桜問題も文書隠して逃げ回ったまま。(右：朝日 3.31)

コロナ禍の陰でも見過ごせない！

## 検察定年延長 桜を見る会 森友文書改ざん

### 政権 際立った「国会軽視」

ないがしろの重視 答弁二重基準

資料提出 調査も拒否

## 職場の問題解決の取り組み

### 断じて許さない！福祉職場で乱暴極まる大量の解雇

障害者を対象としたグループホームの夜間支援員として働いていた職場で、大量の解雇事件が起きた件です。

グループホームの事業を行っていた会社は、「りるむ」です。

この社長は、雇用責任の放棄と人件費削減の目的のために、子会社の「クオレ」と「セシル」を設立させて、「りるむ」の管理職をそれぞれの代表者にさせて、支配力を維持するなかで、「りるむ」の夜間支援員全員を子会社の「クオレ」と「セシル」に移行させたものです。

「りるむ」の社長は、従前の労働条件は維持すると約束しましたが、子会社に移行後、就業規則が改悪されたり、いままで年末年始の出勤日には1日5千円の手当が従前支給されていましたが、この手当も支給されません。このため多くの夜間支援員の不満が広がり、当ユニオンに加入し、親会社の「りるむ」に、従前の労働条件を維持することを要求しましたが、団体交渉も拒否されました。

その後、突然として「クオレ」と「セシル」の夜間支援員30人を大量に解雇してきました。極めて乱暴なる大量解雇・整理解雇です。

労働契約法違反であることは明らかであり、解雇された組合員は、5月の連休明けに、札幌地裁の労働審判に、不当解雇の判断と慰謝料の支払いを求めて、申立てを行いました。

今後は、親会社の「りるむ」の社長に対しても、団体交渉拒否、不利益取扱いで労働委員会に労働組合法第7条違反（不当労働行為）で労働委員会に申立てを行っていきます。



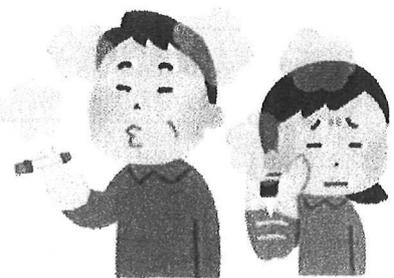
### 社長に禁煙をお願いしたら、いきなり解雇される！

市内の不動産会社の事務員として勤務している女性のAさんです。この社長は、大のタバコ好きで、朝から晩まで、事務所内は、タバコの煙が立ち込めています。

Aさん、今年の4月ごろ、このままでは健康に害を及ぼすとして社長に「事務所内でのたばこをやめて下さい。」とお願いしましたが、ひどい喫煙状態は変わりません。

再度、Aさんは社長に、健康増進法が4月1日からマナーからルールに改正（事務所内での原則禁煙となり、雇用する労働者の安心と健康を確保すること）されたことを説明し、禁煙をお願いしましたが、社長は激昂し、いきなりAさんに「コロナの影響で業績が不振となっているので解雇する。」と一方的に解雇を通知してきました。

不動産の会社で、コロナウイルスの影響をうけていませんが、コロナを口実に不当に解雇してきたものです。Aさんは当ユニオンに加入し、解雇撤回を求めて、団体交渉を行いました。解雇を撤回しないとの回答を繰り返すのみ、このため、現在、労働委員会に「あっせん」の手続きをとっています。



## これまで

- 2月15日(土) 札幌地区ユニオン 2020 春闘学習・討論集会 懇親会 (ユニオン会議室)  
 2月19日(水) 「戦争をさせない」総がかり行動 戦争をさせない北海道委員会 (北4西4)  
 2月27日(木) 札幌パートユニオン第35期第7回幹事会 (ユニオン会議室)  
 3月6日(金) 2020 春闘全道総決起集会 中止  
 3月8日(日) さようなら原発北海道集会 中止  
 3月14日(土) 札幌パートユニオン街頭宣伝行動 中止  
     札幌地区ユニオン第22回定期総会 4月4日に延期後中止〔書面決議〕  
 3月18日(木) 札幌パートユニオン第35期第8回幹事会 (ユニオン会議室)  
 3月19日(木) 「戦争をさせない」総がかり行動 中止  
 3月21日(土) 札幌パートユニオン第36回定期総会 4月4日に延期後中止〔書面決議〕  
 4月19日(日) 「戦争をさせない」総がかり行動 中止〔以降、当面中止〕  
 4月23日(木) 2020 春闘石狩地域解決促進集会 中止  
 4月23日(木) 札幌パートユニオン第36期第1回幹事会〔持ち回り〕  
 5月1日(金) 第91回全道メーデー 集会中止〔HPアピール〕  
 5月16日(土) はるさつとう配布行動 延期 札幌地区ユニオン第22期第1回組織研修会 延期  
 5月23日(土) 札幌パートユニオン 陽だまり185号発行作業 (ユニオン会議室)

## これから

- 5月28日(木) 札幌パートユニオン第36期第2回幹事会〔持ち回り〕  
 札幌パートユニオン第36期第1回定例学習会(通常6月)は日程を見直しています  
 今後の予定は、適宜お知らせします。



感染予防を忘れずに。

### お知らせ

- ☆住所や連絡先電話番号が変わったときは、速やかに事務所まで連絡してください。  
 ☆組合費が3ヶ月以上滞納になると組合脱退扱いになってしまいます。脱退すると再加入は出来ず問題が起きても組合対応はできません。郵便口座の残高確認を忘れずに。  
 ☆「オレンジ広場」への組合員の投稿を募集中です。職場、社会のことなど何でも。

## 編・集・後・記

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、ユニオンの定期総会が中止となり、春闘、メーデーなど組合員が集まる取り組みも軒並み中止され、戦争をさせない総がかり行動も当面中止だ。

安倍政権は、感染拡大を抑えるとして緊急事態宣言を発し、国民に休業、自粛を要請してきた。安心して休業・生活できる保障を全然示していない。医療用のマスク、ガウンすらも枯渇。安倍は「世界最大級117兆円の対策」と言うが、国と地方が新たに出すのはたった28兆円だそう。国民をたぶらかすのいい加減にしろ！国民への給付も、事業者への給付も、全然足りないばかりか、手続きは煩雑、給付がいつになるかわからない。「緊急対策」なのにコロナ終息後の対策費は盛りだくさんで、観光対策だけでも1兆円だ。コロナ理由の解雇や雇止めにも、何の対応もしていない。安倍首相は、今日の生活に困窮する国民が眼中にないことは明らかだ。

その一方で、コロナ緊急宣言と憲法の緊急事態とを重ねて必要性を述べ立て、検察人事介入を強行しようとする火事場泥棒を図った。姑息極まる。

労組としてコロナ関連での解雇や、休業手当の不支給などの相談に答え、同時に「政府は安心できる生活保障をせよ」と、声をあげていこう。(V)